

令和5年度大気汚染状況の常時監視結果について

大気汚染防止法22条の規定により実施した令和5年度の大気汚染状況の常時監視結果の概要は、次のとおりである。

1 大気汚染物質に係る常時監視結果

【測定項目】

環境基準が設定されている6物質

【測定地点】

- 一般環境大気測定局*1（一般局）：10局
- 自動車排出ガス測定局*2（自排局）：2局

*1 一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するための測定局

*2 自動車排出ガスによる大気汚染の影響を確認するための測定局

【測定結果】

(1) 環境基準の達成状況

- 光化学オキシダント (Ox)：全局で環境基準を非達成
- その他の項目：全局で環境基準を達成

表1 令和5年度大気汚染に係る環境基準の達成状況

	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境基準	1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の一日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、一日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1時間値の一日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定局数	3	2	10	11	11	10
達成局	甲府穴切、大月、吉田	甲府市役所自排、国母自排	甲府穴切、大月、上野原、吉田、南部、南アルプス、東山梨、韮崎、甲府市役所自排、国母自排	甲府穴切、大月、上野原、笛吹、吉田、南部、南アルプス、東山梨、韮崎、甲府市役所自排、国母自排	甲府穴切、大月、上野原、笛吹、吉田、南部、都留、南アルプス、東山梨、韮崎、甲府市役所自排	
非達成局						甲府穴切、大月、上野原、笛吹、吉田、南部、都留、南アルプス、東山梨、韮崎
評価方法	長期的評価	長期的評価	長期的評価	長期的評価	長期的評価	短期的評価
環境基準達成状況	3局中3局	2局中2局	10局中10局	11局中11局	11局中11局	10局中0局

【評価方法】(詳細は資1、2を参照)

(1) 短期的評価

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2) 長期的評価

① 二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、非達成と評価する。

② 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

③ 微小粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1年平均値、かつ、1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

- 国の事務処理基準において「年間にわたる測定結果を長期的に観察した上で評価を行う場合は、長期的評価を行う」とされている。

(2) 汚染物質ごとの概要（測定結果の詳細は資料を参照）

① 二酸化いおう (SO₂)

全局で環境基準を達成した。年平均値は概ね横ばいで推移している(資4)。

② 一酸化炭素 (CO)

全局で環境基準を達成した。直近10年の年平均値は概ね横ばいで推移している(資4)。

③ 浮遊粒子状物質 (SPM)

全局で環境基準を達成した。年平均値は概ね減少傾向で推移している(資5)。

④ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

平成22年度に測定を開始しており、一般局では27年度以降、自排局では28年度以降全局で環境基準を達成している。年平均値は概ね減少傾向で推移している(資6)。

また、令和5年度は、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 注意喚起予報等の発令は無かった。

⑤ 二酸化窒素 (NO₂)

全局で環境基準を達成した。年平均値は概ね減少傾向で推移している(資7)。

⑥ 光化学オキシダント (Ox)

令和5年度も全局において環境基準を達成できなかった。なお、全国環境基準達成状況も極めて低い水準(令和4年度の一般局の達成率：0.1%)である。

昼間(5時～20時)の日最高1時間値の年平均値の経年推移を見ると、直近10年は概ね横ばいで推移している(資8)。

また、令和5年度は、光化学スモッグ注意報等の発令延日数は1日間あった(資9, 10)。

なお、本県の場合、光化学オキシダントの高濃度の主原因は、県外からの移流である。

⑦ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の成分分析結果

平成25年度から微小粒子状物質の成分分析を実施している。効果的な発生源対策を検討するため、微小粒子状物質・光化学オキシダント調査会議(関東及びその周辺10都県及び7政令市で構成される組織。以下「調査会議」という。)と成分分析結果を共有し発生源寄与割合等を調査している。

令和5年度の韮崎局の成分分析結果は、本年度の調査会議において解析する。

なお、令和4年度(南部局)の発生源寄与割合の調査結果は、全季節(春夏秋冬)を通じて二次粒子^(注)が高くなる傾向が見られ、関東及びその周辺の地点の傾向と同様であった。

(注) 二次粒子 発生源から直接発生される物質が、大気中で反応して二次的に発生する粒子

2 有害大気汚染物質の常時監視結果

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合に、人の健康を損なうおそれがあり、大気汚染の原因となる物質（大気汚染防止法第2条第16項において規定）をいう。

【測定項目】

- 環境基準項目： 4物質
- その他の項目： 17物質（うち指針値が設定されている項目は11物質）

【測定地点】

- 全国標準監視地点*3： 甲府穴切、吉田
- 地域特設監視地点*4： 大月、韮崎、南アルプス、東山梨、
甲府市役所自排、国母自排

*3 全国的な視点を踏まえ、全ての優先取組物質の大気環境の全般的な状況とその経年変化の把握を目的に選定される測定地点

*4 地域的な視点を踏まえ、発生源の状況を勘案し、それらの人の健康への影響が懸念される場所の監視等、地域の実情に応じた目的で選定される測定地点

【測定結果】

(1) 環境基準の達成状況

全ての項目、地点において環境基準を達成した。

表2 令和5年度有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下 であること	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下 であること	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下 であること	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下 であること
測定地点数	8（甲府穴切、吉田、大月、韮崎、南アルプス、東山梨、甲府市役所自排、国母自排）			
環境基準達成状況	8地点中8地点			
県内平均値*1	0.00081	0.00024	0.000054	0.0014
濃度範囲*2	0.00066～ 0.00095	0.000061～ 0.00052	<0.000010～ 0.00018	0.00093～ 0.0022

- *1 県内平均値：各測定地点の年平均値の算術平均値。（単位：mg/m³）
 *2 濃度範囲：各測定地点の年平均値の最小値～最大値。
 *3 “<”は、検出下限値未満であることを示す。

環境基準設定項目の概要（測定結果の詳細は資14、15を参照）

① ベンゼン

年平均値は環境基準を十分下回り、概ね減少傾向で推移している（資15）。

② トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン

年平均値は環境基準を十分下回り、直近10年の年平均値はトリクロロエチレンとジクロロメタンは概ね減少傾向で、テトラクロロエチレンは概ね横ばいで推移している（資15）。

(2) 指針値*設定項目等の概要（測定結果の詳細は資14、15を参照）

指針値が定められているアクリロニトリル等11物質は、いずれも指針値を下回っていた。

また、環境基準や指針値が設定されていないトルエン等6物質については、今後も測定を継続し、データの集積に努めることとする。

※ 指針値とは、健康リスクの低減を図るために国が設定した環境目標値

表3 令和5年度アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー等に係る測定結果

	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	クロロホルム	1,2-ジクロロエタン	1,3-ブタジエン	塩化メチル
指針値	年平均値が 2 μg/m ³ 以下	年平均値が 10 μg/m ³ 以下	年平均値が 18 μg/m ³ 以下	年平均値が 1.6 μg/m ³ 以下	年平均値が 2.5 μg/m ³ 以下	年平均値が 94 μg/m ³ 以下
測定地点数	8（甲府穴切、吉田、大月、韮崎、南アルプス、東山梨、甲府市役所自排、国母自排）					
指針値の状況	8地点中8地点					
県内平均値*1	<0.015	<0.0059	0.11	0.097	0.061	1.3
濃度範囲*2	0.0028～ <0.033	<0.0026～ <0.008	0.098～ 0.12	0.076～ 0.11	0.034～ 0.091	1.0～ 1.6

	アセトアルデヒド	水銀及びその化合物	ニッケル化合物	ヒ素及びその化合物	マンガン及びその化合物
指針値	年平均値が 120 μg/m ³ 以下	年平均値が 0.04 μg Hg/m ³ 以下	年平均値が 0.025 μg Ni/m ³ 以下	年平均値が 0.006 μg As/m ³ 以下	年平均値が 0.14 μg Mn/m ³ 以下
測定地点数	4（甲府穴切、吉田、甲府市役所自排、国母自排）	2（甲府穴切、吉田）			
指針値の状況	4地点中4地点	2地点中2地点			
県内平均値*1	1.9	0.0014	0.00076	0.00039	0.0074
濃度範囲*2	1.1～ 2.1	0.0013～ 0.0014	0.00069～ 0.00082	0.00039	0.0073～ 0.0075

	トルエン	ホルムアルデヒド	ベンゾ[a]ピレン	クロム及びその化合物	酸化エチレン	ベリリウム及びその化合物
指針値	—	—	—	—	—	—
測定地点数	8（甲府穴切、吉田、大月、韮崎、南アルプス、東山梨、甲府市役所自排、国母自排）	4（甲府穴切、吉田、甲府市役所自排、国母自排）		2（甲府穴切、吉田）		
県内平均値*1	4.7	2.5	0.000094	0.00087	0.055	0.0000061
濃度範囲*2	1.8～ 7.8	1.8～ 2.9	0.000049～ 0.00015	0.00073～ 0.0099	0.048～ 0.062	0.0000061

- *1 県内平均値：各測定地点の年平均値の算術平均値。（単位：μg/m³）
 *2 濃度範囲：各測定地点の年平均値の最小値～最大値。
 *3 “()”は、定量下限値未満、“<”は、検出下限値未満であることを示す。

資 料

- ① 大気汚染に係る環境基準と評価方法・・・・・・・・資1～資2
- ② 令和5年度大気汚染状況常時監視測定結果・・・・・・・・資3～資8
- ③ オキシダントに係る緊急時の措置状況・・・・・・・・資9～資10
- ④ 浮遊粒子状物質の長期的評価による
環境基準の年度別達成状況・・・・・・・・資11
- ⑤ 微小粒子状物質（PM2.5）
成分分析調査について・・・・・・・・資11～資13
- ⑥ 有害大気汚染物質の測定地点及び測定物質・・・・・・・・資13
- ⑦ 令和5年度有害大気汚染物質等の測定結果・・・・・・・・資14～資15

① 大気の汚染に係る環境基準と評価方法

ア 環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定により、政府は、大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとされており、その基準は次のとおりである。

項 目	環 境 基 準
二酸化いおう(SO ₂)	1 時間値の一日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。
一酸化炭素(CO)	1 時間値の一日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること
浮遊粒子状物質(SPM)	1 時間値の一日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、一日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント(Ox)	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1 時間値の一日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

イ 評価方法

(ア) 短期的評価

(i) 二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント

測定を行った日についての 1 時間値の一日平均値若しくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(イ) 長期的評価

(i) 二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

1 年間の測定を通じて得られた一日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値（一日平均値の年間 2% 除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成と評価する。

例えば、年間の有効測定日が 335 日であるとする、その 2% は 6.7 日となり、小数点以下を四捨五入して、最高濃度日から 7 番目までは除外し、8 番目に高い日平均値が 2% 除外値にあたる。

(ii) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。

なお、評価は測定局ごとに行うこととし、環境基準達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

・短期基準に関する評価

測定結果の1日平均値のうち年間 98 パーセンタイル値を代表値として選択して、これを短期基準（1日平均値）と比較する。

・長期基準に関する評価

測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較する。

(iii) 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた一日平均値のうち、低い方から数えて 98%目にあたる測定値（一日平均値の年間 98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

例えば、年間の有効測定日が 335 日であったとすると、その 98%値は 328.3 日となり小数点以下を四捨五入し、低い濃度日から 328 番目の日平均値が年間 98%値にあたる。

(ウ) 評価方法

国の事務処理基準において、「年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合は、長期的評価を行う」とされていることから、次のとおり評価している。

項目	評価方法
光化学オキシダント	短期的評価
二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素	長期的評価

② 令和5年度大気汚染状況常時監視測定結果

ア 測定状況

測定局名	設置場所		用途地域	環境基準項目						補助項目		有害物質	
				SO ₂	CO	SPM	PM2.5	NO ₂	O _x	NMHC	WDWS		
一般環境大気測定局	甲府穴切	甲府市宝2-8-19	甲府市役所西庁舎	住	○		○	○	○	○	○	○	○
	大月	大月市大月町花咲1608-3	富士・東部建設事務所	住	○		○	○	○	○	○	○	□
	上野原	上野原市上野原3832	上野原市役所	住			○	○	○	○	○	○	
	笛吹	笛吹市石和町上平井1047-1	高等支援学校桃花台学園 (旧かえで支援学園分教舎)	未				○	○	○		○	
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	富士吉田合同庁舎	住	○		○	○	○	○		○	○
	南部	南巨摩郡南部町南部9103-3	戸栗川橋北詰横	未			○	○	○	○		○	
	南アルプス	南アルプス市鏡中條1642-2	若草健康センター	未			○	○	○	○		○	□
	都留	都留市田原2-1204	南都留合同庁舎職員駐車場内	住					○	○		○	
	東山梨	甲州市塩山上塩後1239-1	東山梨合同庁舎	未			○	○	○	○		○	□
	韮崎	韮崎市本町4-2-4	北巨摩合同庁舎	住			○	○	○	○		○	□
自排局	甲府市役所自排	甲府市丸の内1-18-1	甲府市役所	商		○	○	○	○			○	△
	国母自排	甲府市国母6-5-1	甲府市地方卸売市場	商		○	○	○				○	△

(備考) SO₂: 二酸化いおう、CO: 一酸化炭素、SPM: 浮遊粒子状物質、PM2.5: 微小粒子状物質、NO₂: 二酸化窒素、O_x: 光化学オキシダント、NMHC: 非メタン炭化水素、WDWS: 風向風速

一般環境大気測定局: 一般環境大気の大気汚染状況を常時監視する測定局
自動車排出ガス測定局(自排局): 自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象とした汚染状況を常時監視する測定局

有害物質: ①ベンゼン、②トリクロロエチレン、③テトラクロロエチレン、④ジクロロメタン、⑤アクリロニトリル、⑥塩化ビニルモノマー、⑦クロロホルム、⑧1,2-ジクロロエタン、⑨1,3-ブタジエン、⑩塩化メチル、⑪トルエン、⑫水銀及びその化合物、⑬ニッケル化合物、⑭ヒ素及びその化合物、⑮マンガン及びその化合物、⑯アセトアルデヒド、⑰クロム及びその化合物、⑱酸化エチレン、⑲ベリリウム及びその化合物、⑳ベンゾ[a]ピレン、㉑ホルムアルデヒド

(○: ①~㉑の物質を測定、□: ①~⑪の物質を測定、△: ①~⑪、⑱、㉑の物質を測定)

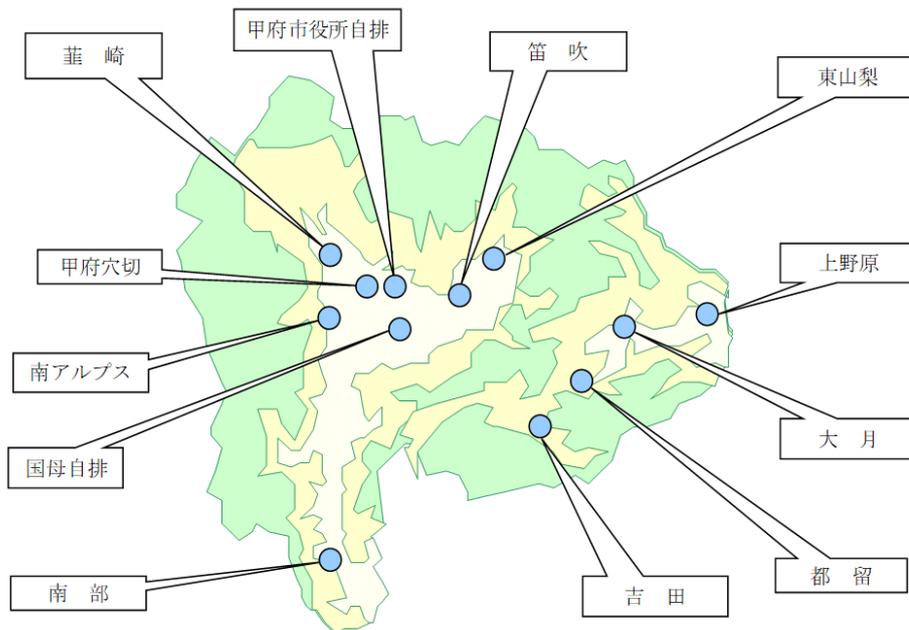


図1 大気汚染状況常時監視測定局の配置

イ 汚染物質ごとの測定結果

二酸化いおう(SO₂)

測定局	有効測定日数と測定時間		年平均値 ppm	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 ppm	日平均値の年間2%除外値 ppm	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 有:× 無:○	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数 日
	日	時間		時間	%	日	%				
甲府穴切	328	7855	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.002	○	0
大月	324	7742	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	○	0
吉田	364	8683	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.001	○	0

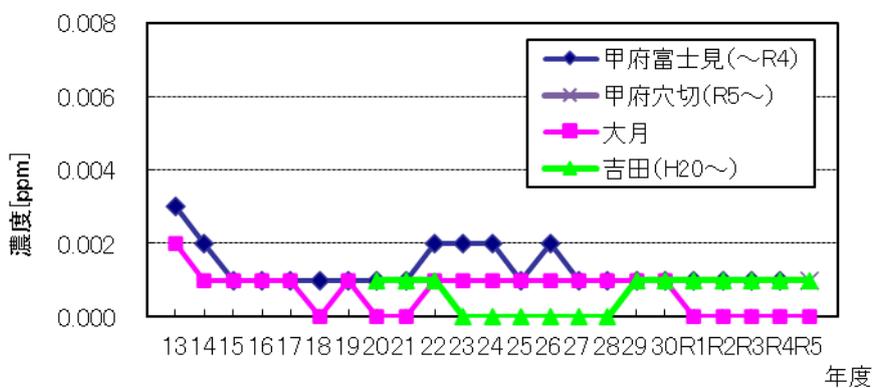


図2 二酸化いおう濃度の年平均値の経年変化

一酸化炭素(CO)

測定局	有効測定日数と測定時間		年平均値 ppm	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値 ppm	日平均値の2%除外値 ppm	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 有:× 無:○	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数 日
	日	時間		回	%	日	%	日	%				
甲府市役所自排	360	8621	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.8	0.5	○	0
国母自排	364	8686	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.4	0.6	○	0

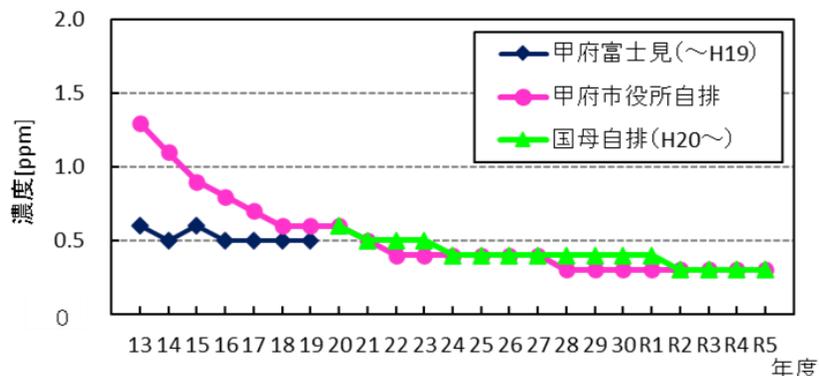


図3 一酸化炭素濃度の年平均値の経年変化

浮遊粒子状物質(SPM)

測定局	有効測定日数と測定時間		年平均値			1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
	日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有:× 無:○	日		
甲府穴切	364	8742	0.015	0	0.0	0	0.0	0.085	0.033	○	0		
甲府市役所自排	360	8699	0.011	0	0.0	0	0.0	0.067	0.026	○	0		
国母自排	364	8749	0.012	0	0.0	0	0.0	0.053	0.028	○	0		
大月	364	8747	0.015	0	0.0	0	0.0	0.046	0.032	○	0		
上野原	364	8741	0.010	0	0.0	0	0.0	0.041	0.025	○	0		
吉田	363	8719	0.011	0	0.0	0	0.0	0.065	0.026	○	0		
南部	364	8724	0.012	0	0.0	0	0.0	0.059	0.032	○	0		
南アルプス	364	8738	0.012	0	0.0	0	0.0	0.078	0.030	○	0		
東山梨	364	8739	0.013	0	0.0	0	0.0	0.099	0.028	○	0		
韮崎	363	8735	0.011	0	0.0	0	0.0	0.137	0.025	○	0		

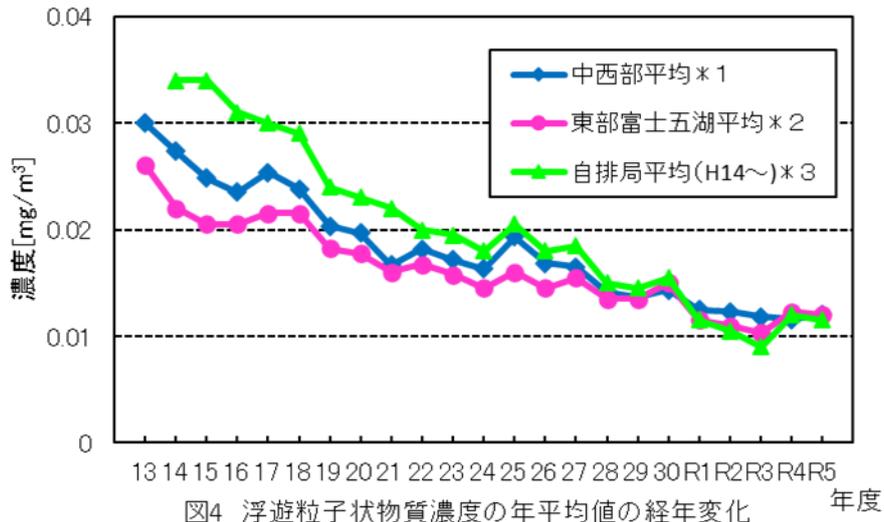


図4 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化

- * 1 中西部 甲府穴切、笛吹※、南部、南アルプス、東山梨及び韮崎局
 - * 2 東部富士五湖 大月、上野原、吉田及び都留※局
 - * 3 自排局 甲府市役所自排及び国母自排局
- ※ 大気汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準に従い、設置基数を見直しにより、令和3年度、浮遊粒子状物質測定器を廃止
(以下、同様)

微小粒子状物質(PM2.5)

測定局	有効測定日数と測定時間		年平均値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1時間値 の最高値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値 の最高値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値 の年間 98%値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合	
	日	時間					日	%
甲府穴切	330	8244	5.6	70	22.8	17.5	0	0.0
甲府市役所自排	352	8503	8.6	121	24.6	19.7	0	0.0
国母自排	363	8722	8.9	80	25.9	20.5	0	0.0
大月	363	8720	9.5	37	25.6	21.1	0	0.0
上野原	366	8764	6.7	37	20.0	16.5	0	0.0
笛吹	362	8721	8.8	74	35.9	19.0	1	0.3
吉田	363	8710	7.2	68	21.2	17.1	0	0.0
南部	364	8738	6.4	34	21.0	16.0	0	0.0
南アルプス	364	8736	7.9	50	22.3	17.6	0	0.0
東山梨	363	8705	8.8	122	31.8	18.8	0	0.0
韮崎	363	8725	7.1	69	21.6	15.4	0	0.0

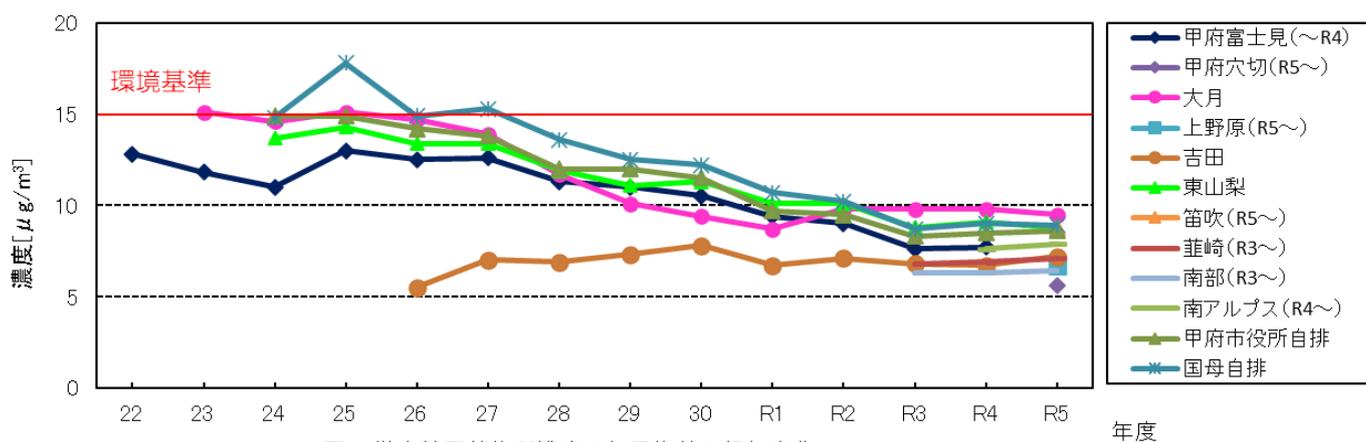


図5 微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化

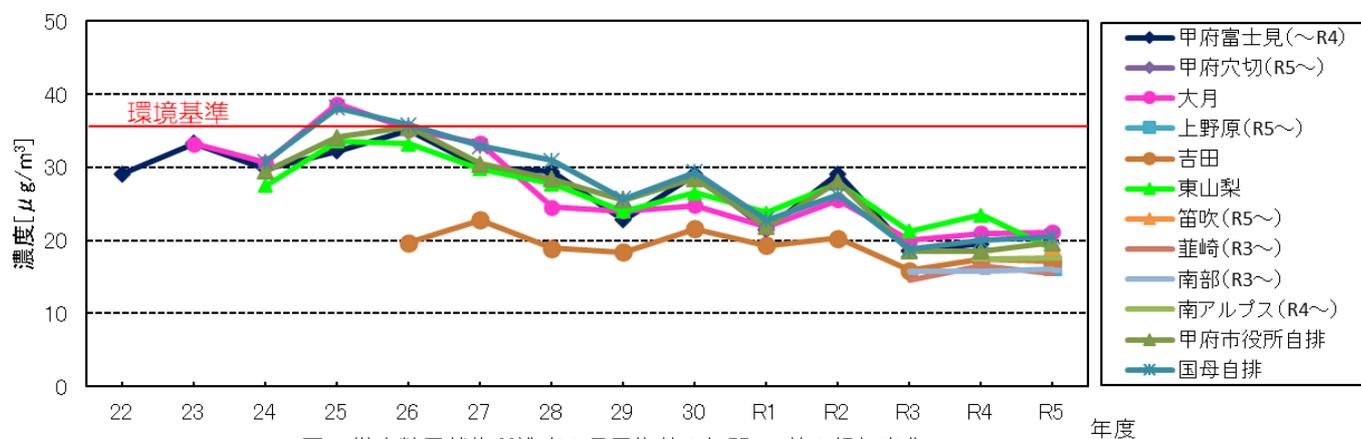


図6 微小粒子状物質濃度の日平均値の年間98%値の経年変化

二酸化窒素(NO₂)

測定局	有効測定日数と測定時間		年平均値 ppm	1時間値の最高値 ppm	1時間値が0.2 ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1 ppm以上0.2 ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06 ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04 ppm以上0.06 ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値 ppm	98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数 日
	日	時間			時間	%	時間	%	日	%	日	%		
甲府穴切	354	8439	0.007	0.043	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0
甲府市役所自排	361	8648	0.008	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0
大月	366	8712	0.007	0.038	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
上野原	364	8695	0.005	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.012	0
笛吹	354	8516	0.007	0.034	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0
吉田	364	8687	0.004	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.010	0
南部	364	8679	0.002	0.027	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.006	0
南アルプス	365	8701	0.005	0.034	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0
都留	364	8683	0.005	0.027	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.012	0
東山梨	347	8287	0.004	0.028	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.009	0
韮崎	351	8427	0.005	0.043	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0

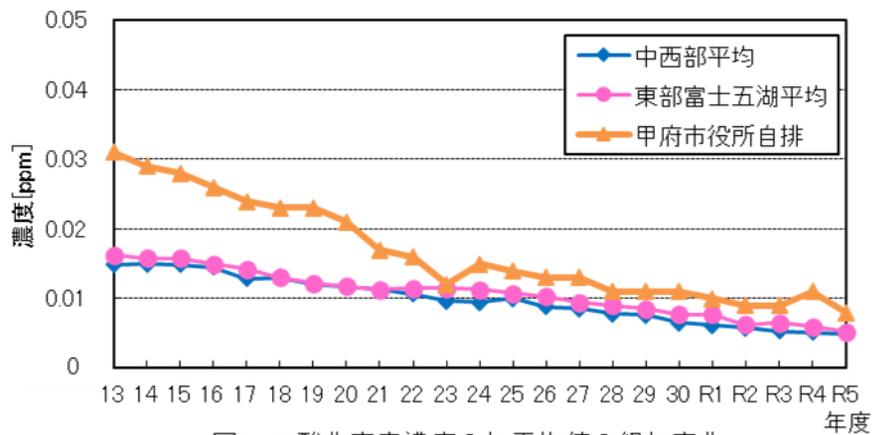


図7 二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化

光化学オキシダント(Ox)

測定局	昼間の測定日数と測定時間		昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
甲府穴切	366	5440	0.035	58	236	0	0	0.081	0.048
大月	366	5450	0.030	72	301	0	0	0.093	0.047
上野原	366	5437	0.031	84	389	1	2	0.129	0.049
笛吹	365	5400	0.034	45	188	0	0	0.082	0.047
吉田	366	5440	0.034	21	94	0	0	0.077	0.043
南部	366	5442	0.032	52	227	0	0	0.085	0.046
南アルプス	366	5426	0.034	47	187	0	0	0.085	0.046
都留	354	5258	0.034	57	273	0	0	0.085	0.047
東山梨	366	5437	0.034	43	170	0	0	0.081	0.047
韮崎	366	5431	0.033	31	134	0	0	0.083	0.045

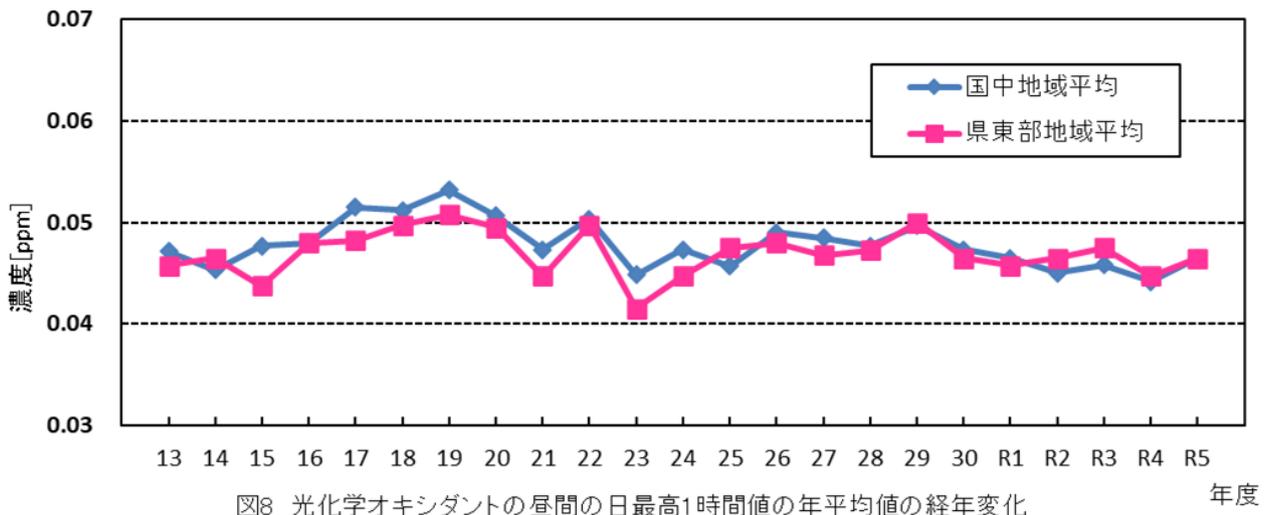


図8 光化学オキシダントの昼間の日最高1時間値の年平均値の経年変化

③ オキシダントに係る緊急時の措置状況

令和5年度に大気汚染防止法第23条に基づき、光化学オキシダントによる大気汚染の緊急時に、「光化学スモッグ注意報」の発令を行った。その発令状況は、次のとおりである。

ア オキシダントに係る緊急時における発令基準

項 目	基 準
予 報 (県要綱)	オキシダント濃度の1時間値が0.12 ppm以上になることが予想され、当該状態が更に悪化することが予想される時
注 意 報 (大気汚染防止法)	オキシダント濃度の1時間値が0.12 ppm以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められる時
警 報 (県要綱)	オキシダント濃度の1時間値が0.24 ppm以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められる時
重大警報 (大気汚染防止法)	オキシダント濃度の1時間値が0.40 ppm以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められる時

イ 令和5年度の注意報発令状況

月 日	地 域
7月18日	上野原地域

ウ 過去の注意報発令日数

地域	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
上野原地域	4	4	7	12	14	3	2	11	2	2	3	6	1	1	1	2	1		3	2	1
大月地域	2	1	3	4	4	3	1												1	1	
都留地域		1					1					2	1						1		
吉田地域																					
吉田・南都留西地域 ^{※2}																			1		
東山梨地域																					
笛吹地域			1																		
甲府地域		1																			
韮崎地域		1																			
南アルプス地域		1				1															
峡南部地域	1	1	3		3	2	1														
発令延日数	5	5	9	12	15	4	3	11	2	2	3	6	1	1	1	2	1	0	3	2	1
健康被害者届出数																					
全国発令日数	108	189	185	177	220	144	123	182	82	53	106	83	101	46	87	80	99	45	29	41	45

※1 発令延日数は同日に2ヶ所以上で発令しても1日と数える。

※2 「吉田・南都留西地域」は、令和3年度に開始した移動測定局に係る臨時の地域（当該地域は、令和3年度のみ）。

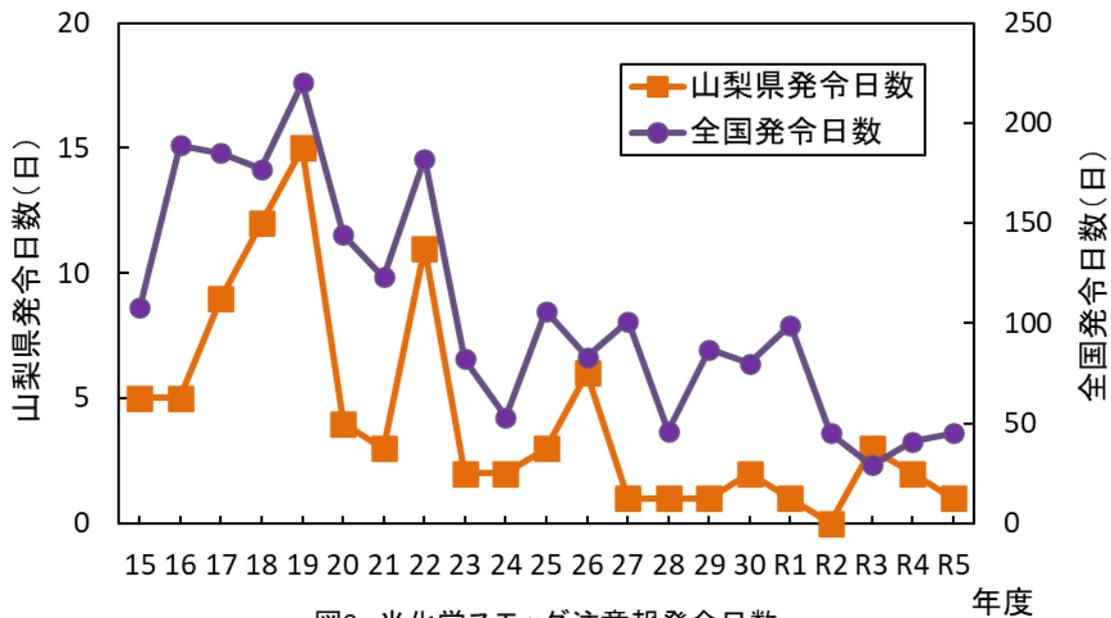


図9 光化学スモッグ注意報発令日数

④ 浮遊粒子状物質の長期的評価による環境基準の年度別達成状況

局\年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	
甲府富士見(～R4)	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
甲府穴切(R5～)																																		○
大月	×	×	○	×	○	○	(○)	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
笛吹													○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
韮崎													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
甲府市役所自排													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
吉田													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
南部													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東山梨													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
上野原														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
都留														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
南アルプス														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
国母自排																																		

*1 ×に下線が付されたものは、日平均値が2日連続して環境基準(0.10mg/m³)を超過したことにより、環境基準非達成となったことを示す。

*2 ()は、有効測定局ではないため、参考として環境基準と比較した場合の状況を示す。

*3 令和3年度、笛吹局と都留局の浮遊粒子状物質測定器を廃止(大気の汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準に従い、設置基数を見直したもの)。

⑤ 微小粒子状物質(PM_{2.5})成分分析調査について

ア 測定期間

調査地点	調査期間(採取期間)	捕集時間
国母自排局 韮崎局	春季：令和5年5月11日から令和5年5月25日 夏季：令和5年7月20日から令和5年8月3日 秋季：令和5年10月19日から令和5年11月2日 冬季：令和6年1月18日から令和6年2月1日	1日(24時間) ×14日

イ 測定項目

イオン成分 (8成分)	硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)、硝酸イオン(NO ₃ ⁻)、塩化物イオン(Cl ⁻)、ナトリウムイオン(Na ⁺)、カリウムイオン(K ⁺)、カルシウムイオン(Ca ²⁺)、マグネシウムイオン(Mg ²⁺)、アンモニウムイオン(NH ₄ ⁺)
無機成分 (30成分)	ナトリウム(Na)、アルミニウム(Al)、ケイ素(Si)、カリウム(K)、カルシウム(Ca)、スカンジウム(Sc)、チタン(Ti)、バナジウム(V)、クロム(Cr)、マンガン(Mn)、鉄(Fe)、コバルト(Co)、ニッケル(Ni)、銅(Cu)、亜鉛(Zn)、ヒ素(As)、セレン(Se)、ルビジウム(Rb)、モリブデン(Mo)、アンチモン(Sb)、セシウム(Cs)、バリウム(Ba)、ランタン(La)、セリウム(Ce)、サマリウム(Sm)、ハフニウム(Hf)、タングステン(W)、タンタル(Ta)、トリウム(Th)、鉛(Pb)
炭素成分	有機炭素(OC)、元素状炭素(EC)

ウ 令和5年度の調査結果

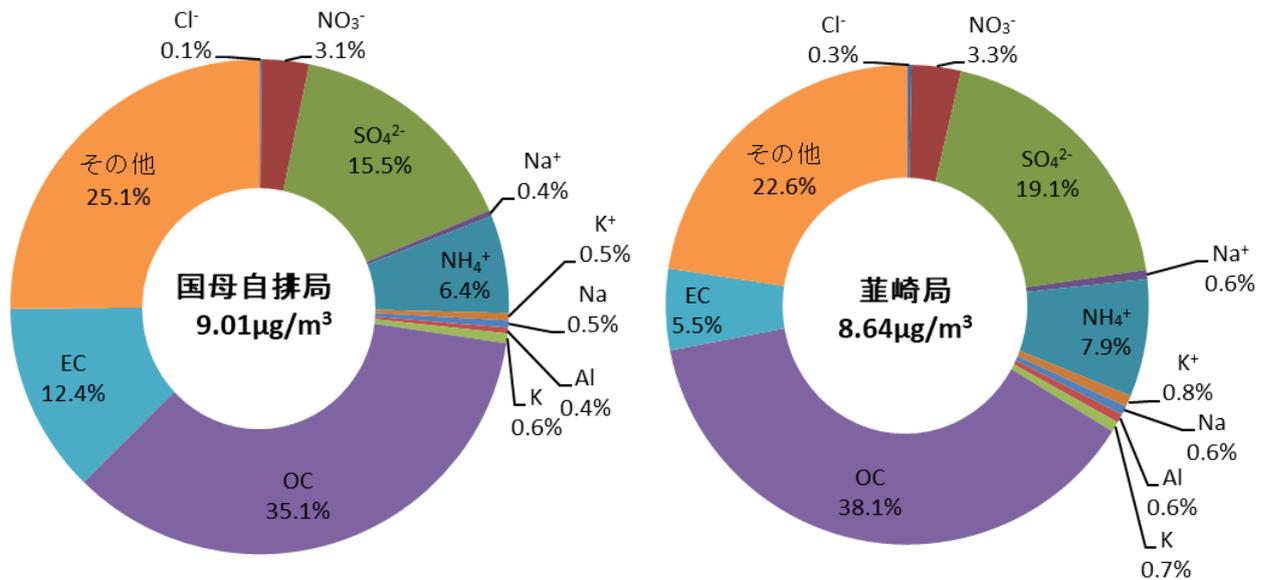


図 10-1 国母自排局・葦崎局におけるPM2.5の成分割合

凡例

SO₄²⁻: 硫酸イオン、NH₄⁺: アンモニウムイオン、Na⁺: ナトリウムイオン、K⁺: カリウムイオン、Na: ナトリウム
Al: アルミニウム、K: カリウム、NO₃⁻: 硝酸イオン、Cl⁻: 塩化物イオン、OC: 有機炭素、EC: 元素状炭素

エ 主な発生源

区分	物質	主な発生源
一次粒子	アルミニウム、カルシウム等	土壌
	バナジウム、ニッケル等	石油燃焼
	鉄、アルミニウム、ヒ素等	石炭燃焼
	カルシウム等	セメント工業
	EC、OC等	ディーゼル車
	ナトリウム等	海洋
二次粒子	SO ₄ ²⁻	燃焼由来(燃焼や火山からのSO ₂ の変化)
	NO ₃ ⁻	燃焼由来(NO _x の変化)
	NH ₄ ⁺	家畜、土壌等由来(NH ₃ の変化)
	Cl ⁻	燃焼由来(HClの変化)

⑥ 有害大気汚染物質等の測定地点及び測定物質

	測定地点	測定物質	備考
<p>全国標準 監視地点 (全国的な視点を踏まえ、全ての優先取組物質の大気環境の全般的な状況とその経年変化の把握を目的に選定される測定地点)</p>	<p>甲府穴切局 吉田局</p>	<p>ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン アクリロニトリル 塩化ビニルモノマー クロロホルム 1,2-ジクロロエタン 1,3-ブタジエン 塩化メチル</p>	<p>測定頻度： 月1回、年12回</p> <p>* 甲府穴切局及び吉田局のみで測定</p> <p>※ 甲府穴切局及び吉田局、甲府市役所自排、国母自排で測定</p>
<p>地域特設 監視地点 (地域的な視点を踏まえ、発生源の状況を勘案し、それらの人の健康への影響が懸念される場所の監視等、地域の実情に応じた目的で選定される測定地点)</p>	<p>大月局 韮崎局 南アルプス局 東山梨局 甲府市役所自動車排ガス局 国母自動車排ガス局</p>	<p>トルエン 水銀及びその化合物* ニッケル化合物* ヒ素及びその化合物* マンガン及びその化合物* アセトアルデヒド※ クロム及びその化合物* 酸化エチレン* ベリリウム及びその化合物* ベンゾ[a]ピレン※ ホルムアルデヒド※</p>	<p>注 甲府富士見局周辺工事のため、令和4年度は甲府市役所西庁舎で測定を実施。令和5年度より甲府穴切局を同敷地に設置。</p>

⑦ 令和5年度有害大気汚染物質等の測定結果

単位:水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ
[a]ピレンは、ng/m³、その他はμg/m³

NO.	測定項目	測定局名	測定回数	令和5年度測定結果		環境基準等	過去の測定結果					全国結果
				測定値(年平均)	濃度範囲 最小 最大		R4年度	R3年度	R2年度	R1年度	H30年度	
1	ベンゼン	甲府穴切(R4~)	12	0.69	0.15 ~ 2.4	3	0.55	0.94	0.65	0.68	0.96	0.71
		吉田	12	0.72	0.30 ~ 1.9		0.56	0.71	0.65	0.68	0.62	
		大月	12	0.66	0.38 ~ 1.1		0.67	0.80	0.72	0.68	0.70	
		葦崎	12	0.84	0.44 ~ 1.7		0.74	0.99	0.86	0.72	-	
		南アルプス	12	0.89	0.50 ~ 2.4		0.77	1.0	0.80	0.88	-	
		東山梨	12	0.95	0.41 ~ 2.4		0.86	1.1	0.86	0.89	-	
		甲府市役所自排	12	0.80	0.26 ~ 2.5		0.68	0.99	0.74	0.84	1.2	
		国母自排	12	0.91	0.34 ~ 2.6		0.78	1.2	0.90	1.0	1.3	
		甲府穴切(R4~)	12	0.52	0.030 ~ 1.8		0.84	1.4	0.74	0.98	1.0	
2	トリクロロエチレン	吉田	12	(0.061)	<0.024 ~ 0.14	130	(0.13)	0.15	0.10	0.16	0.12	0.89
		大月	12	(0.10)	<0.024 ~ 0.20		(0.16)	0.17	0.15	0.26	0.15	
		葦崎	12	0.18	<0.024 ~ 0.81		0.35	0.42	0.18	0.21	-	
		南アルプス	12	0.24	<0.037 ~ 0.94		0.34	0.44	0.30	0.29	-	
		東山梨	12	(0.12)	<0.024 ~ 0.22		0.22	0.23	0.16	0.21	-	
		甲府市役所自排	12	0.37	(0.019) ~ 1.7		0.48	0.57	0.24	0.40	0.46	
		国母自排	12	0.32	0.072 ~ 1.2		0.45	0.45	0.29	0.47	0.51	
		甲府穴切(R4~)	12	0.035	<0.006 ~ 0.081		0.030	0.050	(0.019)	0.043	0.12	
		吉田	12	<0.027	<0.021 ~ (0.047)		<0.031	<0.038	(0.067)	(0.090)	0.077	
3	テトラクロロエチレン	大月	12	(0.032)	<0.019 ~ (0.062)	200	<0.037	0.050	(0.083)	0.12	0.11	0.084
		葦崎	12	0.18	<0.026 ~ 0.49		(0.20)	0.19	0.23	0.55	-	
		南アルプス	12	(0.037)	<0.027 ~ (0.064)		<0.034	0.045	0.10	0.11	-	
		東山梨	12	(0.031)	<0.024 ~ (0.060)		<0.031	<0.036	(0.066)	(0.089)	-	
		甲府市役所自排	12	0.079	<0.006 ~ 0.22		0.065	0.12	0.11	0.11	0.16	
		国母自排	12	<0.010	<0.006 ~ (0.031)		<0.007	<0.018	<0.0053	0.029	0.11	
		甲府穴切(R4~)	12	1.2	0.35 ~ 3.0		0.97	2.1	2.6	1.5	1.3	
		吉田	12	0.93	0.53 ~ 1.5		1.1	1.3	0.89	1.0	0.88	
		大月	12	2.2	0.99 ~ 4.2		1.7	2.7	1.9	2.5	2.7	
4	ジクロロメタン	葦崎	12	1.4	0.66 ~ 4.5	150	1.1	1.2	1.0	1.1	-	1.4
		南アルプス	12	1.5	0.71 ~ 3.0		1.2	1.5	1.7	1.5	-	
		東山梨	12	1.1	0.63 ~ 1.8		1.2	0.93	0.80	0.92	-	
		甲府市役所自排	12	1.2	0.42 ~ 2.7		1.1	1.2	0.94	1.5	1.3	
		国母自排	12	1.5	0.38 ~ 5.2		1.2	1.5	1.1	1.9	1.7	
		甲府穴切(R4~)	12	0.0028	<0.0011 ~ 0.022		<0.0058	(0.012)	<0.0017	0.0062	(0.036)	
		吉田	12	<0.017	<0.011 ~ <0.040		<0.016	(0.026)	(0.034)	(0.043)	(0.032)	
		大月	12	<0.014	<0.011 ~ <0.040		<0.013	(0.028)	(0.039)	(0.046)	(0.036)	
		葦崎	12	<0.016	<0.011 ~ <0.040		<0.017	(0.025)	(0.031)	(0.043)	-	
5	アクリロニトリル	南アルプス	12	<0.026	<0.011 ~ (0.057)	2 *	<0.021	(0.037)	(0.043)	0.057	-	0.051
		東山梨	12	<0.033	<0.012 ~ (0.070)		<0.022	(0.043)	(0.036)	(0.047)	-	
		甲府市役所自排	12	0.0035	<0.0011 ~ 0.028		<0.0079	(0.013)	<0.0017	0.0072	(0.042)	
		国母自排	12	0.0046	<0.0011 ~ 0.031		<0.0076	(0.015)	<0.0017	0.0083	(0.044)	
		甲府穴切(R4~)	12	<0.0026	<0.004 ~ <0.007		<0.0030	<0.0068	<0.0023	(0.0026)	(0.018)	
		吉田	12	<0.008	<0.008 ~ <0.026		<0.008	<0.008	(0.013)	(0.022)	(0.015)	
		大月	12	<0.008	<0.008 ~ <0.026		<0.008	<0.009	(0.019)	(0.023)	(0.022)	
		葦崎	12	<0.007	<0.004 ~ <0.026		<0.007	<0.007	<0.011	<0.018	-	
		南アルプス	12	<0.008	<0.006 ~ <0.026		<0.009	<0.010	(0.018)	(0.028)	-	
6	塩化ビニルモノマー	東山梨	12	<0.008	<0.008 ~ <0.026	10 *	<0.008	<0.009	(0.013)	(0.022)	-	0.035
		甲府市役所自排	12	<0.0026	<0.0007 ~ (0.008)		<0.0028	<0.0048	<0.0022	(0.0028)	(0.021)	
		国母自排	12	<0.0026	(0.0019) ~ <0.007		<0.0029	<0.0045	<0.0023	(0.0030)	(0.019)	
		甲府穴切(R4~)	12	0.11	0.065 ~ 0.17		0.092	0.14	0.12	0.16	0.19	
		吉田	12	(0.11)	(0.074) ~ 0.15		(0.10)	0.11	0.13	0.14	0.14	
		大月	12	(0.11)	(0.076) ~ 0.16		(0.11)	0.12	0.13	0.15	0.15	
		葦崎	12	0.12	(0.053) ~ 0.23		(0.11)	0.12	0.14	0.15	-	
		南アルプス	12	0.12	(0.076) ~ 0.17		(0.11)	0.13	0.15	0.16	-	
		東山梨	12	0.12	(0.066) ~ 0.16		(0.11)	0.13	0.13	0.15	-	
7	クロロホルム	甲府市役所自排	12	0.11	0.068 ~ 0.18	18 *	0.10	0.13	0.14	0.17	0.21	0.19
		国母自排	12	0.098	0.051 ~ 0.15		0.084	0.12	0.10	0.14	0.17	
		甲府穴切(R4~)	12	0.076	0.011 ~ 0.22		0.043	0.20	0.19	0.10	0.13	
		吉田	12	0.11	(0.044) ~ 0.18		(0.086)	0.11	0.14	0.14	0.13	
		大月	12	(0.10)	(0.039) ~ 0.15		(0.085)	0.10	0.13	0.12	0.13	
		葦崎	12	0.11	(0.039) ~ 0.15		(0.088)	0.11	0.13	0.14	-	
		南アルプス	12	0.11	(0.042) ~ 0.16		(0.088)	0.11	0.14	0.15	-	
		東山梨	12	0.11	(0.044) ~ 0.16		(0.095)	0.11	0.13	0.14	-	
		甲府市役所自排	12	0.080	0.014 ~ 0.23		0.046	0.074	0.073	0.090	0.13	
8	1,2-ジクロロエタン	国母自排	12	0.080	0.013 ~ 0.23	1.6 *	0.044	0.073	0.072	0.093	0.13	0.13
		甲府穴切(R4~)	12	0.044	<0.003 ~ 0.19		0.021	0.065	0.034	0.039	0.098	
		吉田	12	0.077	<0.014 ~ 0.51		(0.034)	0.045	0.050	0.066	0.065	
		大月	12	(0.034)	<0.015 ~ 0.088		<0.028	0.038	0.051	0.053	0.067	
		葦崎	12	(0.046)	<0.015 ~ 0.15		(0.037)	0.062	0.057	0.064	-	
		南アルプス	12	(0.065)	<0.015 ~ 0.25		(0.054)	0.080	0.066	0.089	-	
		東山梨	12	(0.072)	(0.022) ~ 0.23		(0.071)	0.10	0.076	0.087	-	
		甲府市役所自排	12	0.057	<0.003 ~ 0.24		0.033	0.075	0.049	0.062	0.13	
		国母自排	12	0.091	0.024 ~ 0.28		0.055	0.11	0.091	0.11	0.18	
9	1,3-ブタジエン	甲府穴切(R4~)	12	1.0	0.90 ~ 1.3	94 *	1.1	1.2	1.2	1.2	1.4	1.4
		吉田	12	1.5	1.3 ~ 1.9		1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	
		大月	12	1.5	1.2 ~ 1.9		1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	
		葦崎	12	1.6	1.2 ~ 2.7		1.4	1.4	1.3	1.4	-	
		南アルプス	12	1.6	1.3 ~ 1.9		1.5	1.5	1.4	1.4	-	
		東山梨	12	1.5	1.3 ~ 1.8		1.5	1.4	1.4	1.4	-	
		甲府市役所自排	12	1.0	0.91 ~ 1.3		1.1	1.2	1.2	1.2	1.4	
		国母自排	12	1.0	0.91 ~ 1.3		1.1	1.2	1.2	1.2	1.4	
		甲府穴切(R4~)	12	6.6	2.6 ~ 10		4.0	7.2	4.7	5.3	3.7	
11	トルエン	吉田	12	2.4	0.50 ~ 6.4	-	2.4	3.1	2.2	3.2	3.6	5.2
		大月	12	1.8	1.0 ~ 3.7		2.0	2.5	2.4	2.8	2.8	
		葦崎	12	3.1	0.31 ~ 6.2		2.7	3.9	3.1	3.3	-	
		南アルプス	12	6.3	0.48 ~ 19		5.6	6.0	5.5	7.0	-	
		東山梨	12	2.3	0.57 ~ 4.2		3.0	3.1	2.4	2.9	-	
		甲府市役所自排	12	7.8	2.7 ~ 12		5.7	11	5.1	8.2	5.3	
		国母自排	12	7.6	3.6 ~ 13		6.1	9.6	5.6	6.8	6.3	

NO.	測定項目	測定局名	測定回数	令和5年度測定結果			環境基準等	過去の測定結果					全国結果
				測定値(年平均)	最小	最大		R4年度	R3年度	R2年度	R1年度	H30年度	
12	水銀及びその化合物	甲府穴切(R4~)	12	1.4	0.96	~ 1.8	40*	1.4	1.3	1.5	1.6	1.8	1.7
		吉田	12	1.3	0.99	~ 1.6		1.3	1.6	1.4	1.5	1.6	
13	ニッケル化合物	甲府穴切(R4~)	12	0.82	0.36	~ 2.3	25*	0.90	0.81	0.53	0.40	0.47	2.5
		吉田	12	0.69	0.17	~ 1.8		0.59	1.7	0.56	0.41	0.42	
14	ヒ素及びその化合物	甲府穴切(R4~)	12	0.39	0.049	~ 1.3	6*	0.25	0.28	0.16	0.14	0.21	1.1
		吉田	12	0.39	0.017	~ 1.5		0.19	0.57	0.12	0.15	0.26	
15	マンガン及びその化合物	甲府穴切(R4~)	12	7.5	1.1	~ 20	140*	5.2	5.8	3.3	3.0	3.4	20
		吉田	12	7.3	1.0	~ 27		4.8	14	2.8	3.5	3.6	
16	アセトアルデヒド	甲府穴切(R4~)	12	2.1	1.0	~ 3.2	120*	1.7	2.2	1.7	2.0	2.0	2.0
		吉田	12	1.1	0.77	~ 1.6		1.0	1.5	1.1	1.3	1.5	
		甲府市役所自排	12	2.1	0.84	~ 3.6		1.8	2.2	1.8	2.1	2.2	
		国母自排	12	2.1	1.0	~ 3.7		1.9	2.2	1.9	2.2	2.5	
17	クロム及びその化合物	甲府穴切(R4~)	12	0.99	0.26	~ 2.3	-	1.3	1.1	0.63	0.41	0.54	4.2
		吉田	12	0.73	0.15	~ 1.8		0.66	2.1	0.54	0.41	0.53	
18	酸化エチレン	甲府穴切(R4~)	12	0.062	0.033	~ 0.094	-	0.059	0.069	0.070	0.078	0.069	0.074
		吉田	12	0.048	0.021	~ 0.071		0.039	0.060	0.061	0.061	0.060	
19	ベリリウム及びその化合物	甲府穴切(R4~)	12	0.0061	<0.0006	~ 0.020	-	0.0037	0.0055	(0.0037)	(0.0026)	(0.0031)	0.016
		吉田	12	0.0061	0.0006	~ 0.024		(0.0034)	0.014	(0.0024)	(0.0023)	(0.0037)	
20	ベンゾ[a]ピレン	甲府穴切(R4~)	12	0.092	0.0058	~ 0.44	-	0.079	0.12	0.040	0.056	0.081	0.16
		吉田	12	0.049	0.0043	~ 0.14		0.048	0.035	0.041	0.069	0.093	
		甲府市役所自排	12	0.084	0.0094	~ 0.41		0.071	0.14	0.053	0.068	0.10	
		国母自排	12	0.15	0.030	~ 0.67		0.10	0.18	0.080	0.12	0.16	
21	ホルムアルデヒド	甲府穴切(R4~)	12	2.6	1.4	~ 4.7	-	2.2	2.7	2.3	2.4	1.7	2.5
		吉田	12	1.8	1.0	~ 3.0		1.6	1.9	1.5	1.6	1.1	
		甲府市役所自排	12	2.9	1.3	~ 4.9		2.3	2.8	2.5	2.6	1.8	
		国母自排	12	2.7	1.5	~ 4.5		2.4	2.6	2.4	2.7	2.0	

- ① ()内は定量下限値未満、くは検出下限値未満、*は指針値であることを示す。
 * 指針値： 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であって、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。
 ② 平均値の欄には、当該地点における複数回の測定結果の算術平均値を記載した。
 ③ 検出下限値未満のデータが存在する場合には、当該検出下限値に1/2を乗じて得られた値を用いて平均値を算出した。

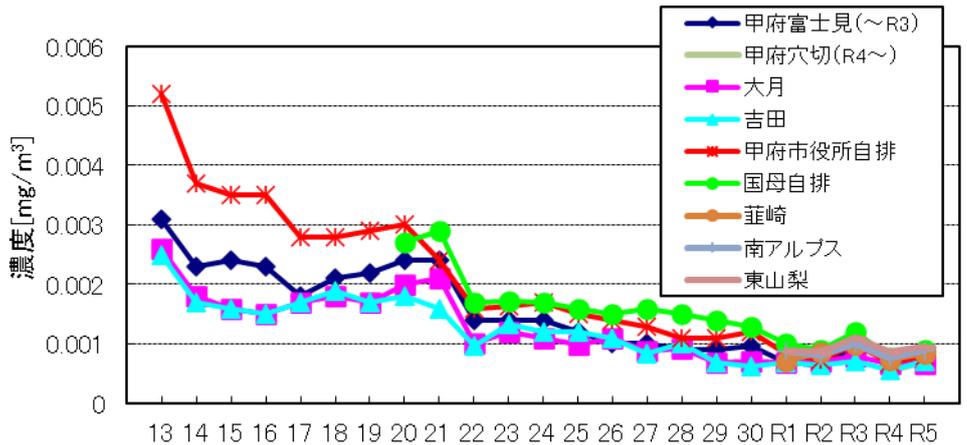


図11 ベンゼン濃度の年平均値の経年変化 年度

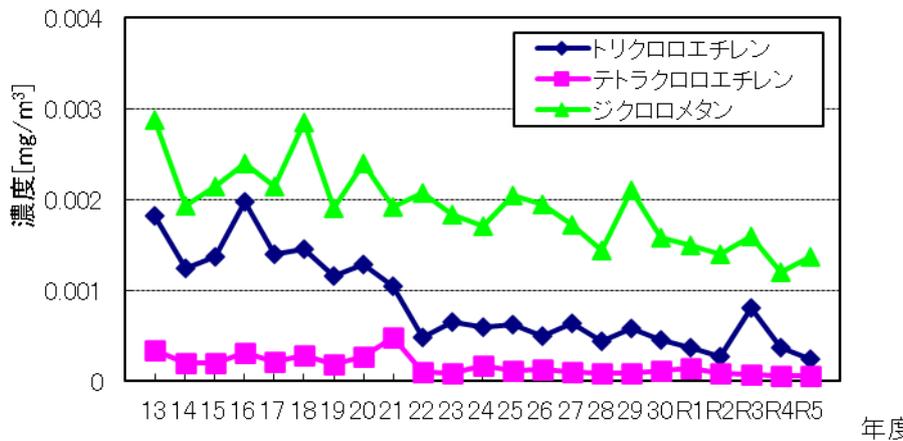


図12 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの年平均値の経年変化 年度